

公益財団法人山田長満奨学会奨学金給付選考規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人山田長満奨学会(以下「奨学会」という。)がその公益事業として行う奨学金制度、選考制度について定める。

(奨学生の資格)

第2条 奨学会が学資を支給する者は、次の資格を有しなければならない。

- (1) 奨学会が指定する地域に居住し、かつ同地域内の大学、大学院に在籍する学生であること。
- (2) 優秀な学力と穏健な性格を持ち、心身ともに健全であること。
- (3) 他の機関、法人、または学生支援団体等のあらゆる奨学金を受けていないこと。(給付型、貸与型を問わない。)
- (4) 兄弟姉妹、夫婦の関係にある者が、同年度に奨学生として選考されていないこと。(別個に支給を受けている2人が結婚すれば、どちらか1人は受給の資格を失う。)
- (5) かつて公益財団法人山田長満奨学会から奨学金の支給を受けていないこと。
- (6) 日本以外の国籍を有する者については、「留学」の在留資格をもって在留していること。

2 奨学会から学資の支給を受ける者を「奨学生」と称し、支給する学資を「奨学金」と称する。

(奨学生選考の評価基準)

第3条 これまでの学業や研究の成果および姿勢、今後の潜在的な能力について評価を行う。また、奨学会の事業目的(以下「事業目的」という。)に沿った学業・研究領域であるかを鑑みることとする。

- 2 コミュニケーション能力や、論理的に物事を整理し、表現する能力を持ち合わせているかについて評価を行う。
- 3 事業目的を理解し、それについてどのようなアプローチ方法をとるのかについて評価を行う。

(奨学金の金額及び支給期間)

第4条 奨学金の額は、次のとおりとする。

- (1) 大学生 月額12万円

- (2) 大学院生 月額 12 万円
- (3) オregon大学からの留学生 月額 12 万円
- 2 奨学金の支給期間は、原則 1 年間(4 月～翌年 3 月まで)とする。
- 3 Oregon大学からの奨学生の支給期間は、原則 1 年間(9 月～翌年 8 月まで)とする。

第 2 章 出願、採用および奨学金の支給

(奨学生の募集および応募手続き)

- 第 5 条 奨学生は、奨学会が各学校に配布する応募書類、奨学会のホームページを通じて募集する。
- 2 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を奨学会へ提出するものとする。
 - (1) 奨学生願書
 - (2) 在学証明書
 - (3) 成績証明書
 - (4) 推薦書
 - (5) その他必要な書類
 - 3 奨学生志望者は、在籍学校の学校長、学部長又は指導教官から推薦を受けるものとする。

(奨学生の採用)

- 第 6 条 奨学生の採用は、応募者のうちから奨学会の奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。
- 2 選考結果は事務局が応募者に通知する。
 - 3 Oregon大学から毎年 1 名、奨学生を受入れる。
 - 4 前項の奨学生は、Oregon大学にて第 3 条に掲げる評価基準に則った評価を行い、奨学会選考委員が書類選考を行う。最終的な受入れの判断は理事長が行うものとする。

(奨学金の支給)

- 第 7 条 奨学金は、原則として、毎月 1 か月分を本人に直接交付する方法により支給する。
交付方法は、事務局から奨学生への現金手渡しを原則とする。

(奨学金受領の確認)

- 第 8 条 奨学生は、奨学金を受領後、遅滞なく受領書を奨学会に提出しなければならない。

(異動等の届出)

- 第 9 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに奨学会に届出なければならな

い。

- (1) 休学、留年、停学、転学又は退学の場合
- (2) 奨学金を辞退する場合
- (3) 転居、改氏名等身上に変更があった場合
- (4) 奨学生の世帯主(扶養者)又は身元保証人に変更(死亡、転居、改氏名等)があった場合
- (5) 第2条の資格を満たさなくなった場合
- (6) その他重要事項に変更が生じた場合

(奨学金の支給中止)

第10条 次の場合は、奨学金の支給を中止する。

- (1) 奨学生が停学、転学、退学の場合
 - (2) 第2条の資格を満たさなくなった場合
 - (3) 奨学生が死亡した場合
- 2 前項の場合において、本人が奨学会に届出なかったとき、又は届出が遅れたときは、前項の事由の発生時点に遡って奨学金の支給を中止し、当該時点以後に支給した奨学金の返還をさせるものとする。
- 3 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合には、必要に応じ推薦者等の意見を聴いた上で、奨学金の支給を中止することがある。
- (1) 奨学生志望出願の際、事実を偽った場合
 - (2) 品行不良である場合
 - (3) 学業成績が著しく不良となった場合
 - (4) 留年した場合
 - (5) 疾病等のため修了の見込みがなくなった者あるいは卒業後活動の見込みがなくなった場合
 - (6) 第9条に規定する書類を提出しない場合
 - (7) その他前各号に準じると判断される場合

(転学の場合の取扱いの例外)

第11条 前条第1項第1号の転学の場合において、転学先の学校長等を経て奨学生が継続を願い出たときは、同項の規定にかかわらず奨学金の支給を継続することがある。

(休学中の取扱い)

第12条 奨学生が休学したときは、休学の翌月から奨学金の支給を停止する。但し、休学中の奨学生に、特別の事情があると認められる場合は、休学中であっても奨学金の支給をすることがある。

- 2 前項本文により奨学金の支給を停止された者が復学する場合に、その者が奨学会に奨学金支給の再開を申請したときは、奨学会は、支給停止に至った事情や復学の経緯等を勘案し、当該申請者につき奨学金支給を再開するか否かを決定する。

(個人情報の保護に関する方針)

第13条 奨学生に応募した者及び奨学生の個人情報については、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、奨学生の選考、奨学金の支給、奨学生との連絡、奨学会が執り行う交流事業その他奨学会の事業運営に必要な目的に限定して使用し、また、厳正に管理することとする。

(その他の事項)

第14条 本規程に定めのない事項で必要なものは、理事会の決議により定める。但し、早急に決定する必要がある場合は、理事長が決定し、事後の理事会で承認を得ることとする。

附 則

- 1 第2条第1項第1号で定める地域は、日本国内とする。
- 2 本規程は、平成29年4月1日より施行する。(平成29年3月18日評議員会議決)